

4 監 査 第 1 1 1 号  
平成 2 5 年 2 月 1 日

請 求 人 様

京丹後市監査委員 東 幹 夫  
同 足 達 昌 久

住民監査請求に係る審査の結果について（通知）

平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日付で收受しました地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、下記の理由により却下します。

記

第 1 請求の要旨

株式会社 A（以下「A 社」という。）が実施している京丹後市久美浜総合交流販売施設（以下「本施設」という。）の管理業務を、京丹後市と交わしている京丹後市久美浜総合交流販売施設の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）及び同社が指定管理者に指定された趣旨に適合するよう是正させるとともに、公正かつ透明性のある運営及び会計処理をするよう指導監督すること

A 社に対し、株式会社 B（以下「B 社」という。）と締結した業務提携契約に基づく、販売協力員の派遣及び販売代金の 8 割を仕入れ代金として B 社に支払っていることの合理性と妥当性を調査報告すること、さらに A 社の設立以降の各期の決算報告書を開示すること

前段の是正及び指導監督に改善が見られない場合は、A 社に対し指定管理者の指定の取り消し、又は本施設での管理業務の全部若しくは一部を停止するよう命ずること

上記のことを京丹後市長である中山泰に勧告するよう求める。

## 第2 受理できない理由

法第242条では、普通公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為、又は怠る行為があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるべきことを請求できる旨規定しています。本規定は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の行為又は怠る行為によって、当該団体に財産的損失を与え、または与えるおそれのある場合において、当該行為の執行を防止・是正するのが趣旨であります。

したがって、住民監査請求は、当該団体に財産的損失を与えるおそれがない財務会計上の行為については、住民監査請求の対象となる行為には該当しません。

最高裁第一小法廷の平成6年9月8日判決(平成6年(行ツ)第97号)は、「たとえ違法・不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にない行為は、住民監査請求の対象には該当しない。」としています。

この度の住民監査請求は、本施設の指定管理者であるA社がB社と業務提携契約を締結し、それを履行していることが基本協定書に反しているため、指定管理者に指定した趣旨に適合するよう是正を求めるとともに、同施設の管理業務を公正かつ透明性のある運営及び会計処理に改めるよう京丹後市長に勧告することを求めた請求であります。

前述のとおり住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は、職員による財務会計上の行為又は怠る行為が京丹後市に財産的損失与え、または与えるおそれのある場合に、非違の防止・是正の措置を求めるものですが、京丹後市はA社に対し、指定管理施設の管理運営経費である指定管理委託料を一切支出した事実はありません。

また、この度の監査請求においても、財務会計上、京丹後市に損害が発生している事実の是正を求める内容は含まれておりません。

以上のことから、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって発生した損害を補填させることを目的とした住民監査請求の対象となるものでなく、法第242条の要件を満していないため、本件請求は不適法であるので却下します。